**船橋市地域福祉バス借上料補助事業　Q&A**

**制度全般**

**Q１　どのような制度ですか？**

A．　貸切バスを利用して地域福祉の増進を目的とした①視察、②研修、③社会福祉に関する活動を行う団体に対し、バス借上料の一部の補助を行う制度です。

**Q２　補助金額はいくらですか？**

A．　バス借上料の１／２の金額と上限額（４万円）を比べて、少ない金額が補助金額です。

　（例１）７０，８２２円でバスを借上げた場合（日帰り）

計算式 ： ７０，８２２円 × １／２ ＝ ３５，４１１円

　　　補助金の額 ： ３５，４００円 （１００円未満切り捨て）

（例２）１４２，０００円でバスを借上げた場合（１泊２日）

　 計算式 ： １４２，０００円 × １／２ ＝ ７１，０００円

　 補助金の額 ： ４０，０００円 （補助上限額は４０，０００円）

**Q３　補助対象の団体はどのような団体ですか？**

A．　町会・自治会、老人クラブ、いきいき同窓会・学部生、民生児童・児童委員協議会、地区社会福祉協議会、障害福祉団体その他福祉活動を行う団体のうち、市長が必要と認める団体が対象です。ただし、福祉施設及び福祉施設の運営法人は対象外となります。

**Q４　補助対象となる活動はどのような活動ですか？**

A．　主な目的が①視察、②研修、③社会福祉に関する活動（※）で、かつ、団体の構成員（市内在住者）１５人以上（当該団体の事業活動の補助者及び利用者を含みます。）の活動が対象です。（※）ボランティア、参加者の日常・社会生活の支援活動を指します。

なお、以下の場合は利用できません。

　　（１）観光、遊興その他娯楽が主な目的の活動の場合

　　（２）他の補助金等の交付を受けて活動を実施する場合

**Q５　主な目的は研修などの補助対象活動ですが、一部行程に観光等が含まれている場合、補助対象となりますか？**

A．　主な目的が研修などである限り、補助対象となります。宿泊を伴う活動の場合であっても、同様です。

**Q６　実施日、運行時間、運行範囲、行先の制限はありますか？**

A．　補助対象活動の範囲内の活動においては、制限はありません。

**Q７　何回まで補助を受けられますか？**

A．　１年度につき２回まで補助を行います。ただし、この事業は予算額に達した時点で当該年度の申請受付を終了しますので、受付終了後は補助を受けられません。なお、１回目の利用月の翌月から３か月経過後、２回目の利用が可能となります。

**Q８　団体の支部組織ですが、支部組織と本部団体ではそれぞれ２回補助が受けられますか？**

A．　基本的に別団体として補助を行いますが、利用者の８０％以上が重複する場合は同一団体となります。

**Q９　同一団体が名前を変えて申請した場合は補助を受けられますか？**

A．　受けられません。虚偽による申告が明らかである場合、補助金の交付を行わないことができ、またすでに補助金の交付を行っているときは、補助金を返還していただく場合があります。

**Q１０　異なる２つの団体の利用者の８０％以上の参加者が重複している場合、補助を受けられますか？**

A．　２つの団体の活動に関連がなく、活動実態が異なることが客観的に認められる場合は、補助を行います。

**Q１１　利用するバス会社の制限はありますか？**

A．　一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けて運行しているバスである限りにおいて、バス会社の制限はありません。運転手付きの貸切バスが対象となります。

**Q１２　レンタカー料金は補助対象となりますか？**

A．　レンタカーは対象となりません。民間のバス会社等に手配した運転手付きの貸切バスの借上料のみが対象となります。

**Q１３　高速料金等も補助対象となりますか？**

A．　なりません。有料道路通行料、駐車料、保険料、宿泊料などの運賃・料金以外の経費は、補助対象外です。見積書・領収書にバスの借上料がわかるように記載していただく必要があります。

**Q１４　事故補償はありますか？**

A．　市では補償はしません。また、保険にも加入しておりませんので、事故等に備えて団体で保険への加入をご検討ください。なお、加入した場合の保険料は補助対象外となります。

**Q１５　バスをキャンセルした場合、キャンセル料は補助対象となりますか？**

A．　キャンセル料は補助対象外です。

**Q１６　欠席者が出て１５人未満での活動となった場合、補助対象外となりますか？**

A．　補助対象外となります。実績報告を受けたのち、交付決定を取り消す対応をとります。

**事前申請手続関係**

**Q１７　申請書類はどこでもらえますか？**

A．　千葉県船橋合同庁舎４階　地域福祉課にて配付します。市のホームページからもダウンロードが可能です。

**Q１８　郵送での手続は可能ですか？**

A．　可能です。書類のお取り寄せについても郵送対応可能ですので、ご希望の団体は宛先を明記した返信用封筒を地域福祉課まで送付してください。

**Q１９　申請はいつまでにすればよいですか？**

A．　バスを利用する月の２か月前の月に申請してください。

例えば８月にバスを利用する場合は、２か月前の６月中に申請していただきます。

**Q２０　おすすめのバス会社はありますか？**

A．　指定のバス会社等はありませんので、各団体で民間のバス会社等に直接バスの手配を依頼してください。

なお、一般社団法人千葉県バス協会の運営するホームページにて貸切バス事業者の一覧が閲覧可能です。

**Q２１　市でバスの予約をしてくれますか？**

A．　市では、業者のあっせんやバスの借上げ・予約は行いませんので、各団体で民間のバス会社等に直接バスの手配を依頼してください。

**Q２２　バスの借上げの見積書はどのような記載が必要ですか？**

A．　①バス会社の名称、所在地、代表者名、法人印の押印、②運行日、③バスの種類、④座席数、⑤借上料、⑥その他の費用（有料道路通行料、駐車料、保険料、宿泊料など）が必要です。借上料とその他の費用の区分けが確認できるようにバス会社に依頼してください。

**Q２３　申請内容に変更が生じた場合、手続は必要ですか？**

A．　計画の変更や、中止をする場合は変更の承認申請が必要です。

**活動実施後の手続関係**

**Q２４　活動実施後はどのような手続が必要ですか？**

A．　活動実施後は、当該活動日を含めて２０日以内に、実績報告書にバス会社の領収書などを添えて、市に対して実績報告を行ってください。市で書類審査の後、補助金額の確定通知を行い、指定の口座に振込を行います。

　　 なお、活動日から２０日以内より前に当該年度の３月３１日を迎える場合は、３月３１日までに実績報告を行ってください。

**Q２５　領収書は原本が必要ですか？**

A．　原則として原本が必要です。原本が提出できない場合は、原本証明をしてください。

　　　※原本証明とは、原本をコピーし、その余白に原本と相違ない旨を記載し、代表者印を押印

することです。2枚以上になる場合は、左側を綴じ、綴じ目に割印をしてください。

【お問い合わせ先】

船橋市　健康福祉局　福祉サービス部　地域福祉課

電話：047-436-2313　ＦＡＸ：047-436-3315